

2007年12月12日

九州大学総長
梶山千里殿

九州大学教職員組合執行委員長
カスヤン・アンドレアス 公印省略

団体交渉をふまえての給与支給基準についての申し入れ

去る12月10日、給与支給基準についての団体交渉を行いました。大学及び組合の意見は概ね一致しましたが、平成19年度の有期契約職員等の取り扱いについては、双方の意見に隔たりが残りました。団体交渉での内容をふまえて、下記要求についての、関係委員会における再検討とその結果の文書での回答を要求します。

記

1. 平成19年度の有期契約職員等の給与についても、それ以外の職員に準じ、給与改定相当分を全学経費で一時金として支給すること。

以上